

問 題

X市内には、X市立の中学校が20校設置されており、その他の中学校は存在しない。また、X市在住の中学校入学学齢の者は、これらX市立の中学校のいずれかに入学している。X市では学校選択制を採用しており、生徒収容定員の範囲内で入学する中学校を選択することができる。具体的には、各中学校の通学区域が設定されており、通学区域内の就学予定者は無条件で入学が可能であり、当該中学校の通学区域外からの入学希望者については、受入枠を設定し、受入枠を超える申請があった場合は抽選を行うことになる。

X市教育委員会では、別紙の実施要領に基づき、毎年度、中学校学力調査を実施しており、その費用はX市の学校教育予算をもって支弁している。平成25年度の調査は既に実施され、調査結果の分析も完了しているが、まだ公表されていない。

【設問】

次のAからDまでの問について、解答用紙の対応するAからDまでの各欄に、それぞれ350字以上500字以内で解答しなさい。

- A あなたは、X市教育委員会の職員です。「個々の中学校名を明らかにした公表は行わない」とする理由について、保護者や地域住民向けの統一的な説明文書を作成するよう各中学校から求められています。X市教育委員会としての説明文書を起案しなさい。
- B あなたは、来年度にX市立の中学校に入学する予定の子どもを持つX市の市民です。X市教育委員会が「個々の中学校名を明らかにした公表は行わない」ことには問題があると考えており、同意見の市民と連名でX市教育委員会宛てに公表を求める意見書を提出することを考えています。意見書を起案しなさい。
- C 学力調査を実施したY中学校では、同校生徒の保護者で組織される保護者会の総意として、Y中学校の平均点等の数値を公表するよう要望されています。Y中学校長の立場から、この要望の取扱いについて検討し、判断しなさい。

D 学力調査を実施したZ中学校では、同校生徒の保護者の一部から、教科ごとに成績上位者の氏名と得点を公表するよう要望されています。Z中学校長の立場から、この要望の取扱いについて検討し、判断しなさい。

【解答作成上の留意点】

- 1 本問は、解答者の思想や信条を問おうとするものではない。また、法的知識や法的分析を求めるものでもない。
- 2 本問は、架空の設定によるものであり、専ら、別紙の実施要領に示された学力調査の目的や調査内容等を前提として解答しなさい。
- 3 AからDまでの4つの解答は、それぞれ独立のものとみなし、独立に採点する。他の解答欄で記述したことで、必要な場合には繰り返して記述しなさい。

別紙

平成 25 年度 X 市中学校学力調査実施要領

X 市教育委員会

1 調査の目的

本市における中学校教育の機会均等とその水準の維持向上を図る観点から、全市的な生徒の学力や学習状況・学習環境を調査・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、中学校における生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。

2 調査実施方法

調査対象及び調査事項

ア 教科に関する調査

中学校第 3 学年の全生徒を対象に、国語及び数学について実施する。出題範囲は、中学校第 2 学年までに含まれる指導事項とする。

イ 生徒アンケート調査

中学校第 3 学年の全生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関するアンケート調査を記名方式により実施する。

ウ 中学校アンケート調査

中学校を対象に、指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関するアンケート調査を実施する。

調査実施日等

調査の実施日は、平成 25 年 4 月 17 日水曜日とする。教科に関する調査は、国語を 2 時限に、数学を 3 時限に実施し、また、生徒アンケート調査は、4 時限に実施する。また、中学校アンケート調査は、平成 25 年 4 月末時点で実施する。

3 調査結果の分析と活用

調査結果の分析

ア 教科に関する調査の結果について、教育委員会は、X 市全体及び各中学校における次の事項を分析し、X 市全体についてのみ公表する。

(ア) 教科ごとの平均点、中央値、標準偏差等

(イ) 問題の区分ごとの平均点、中央値、標準偏差等

(ウ) 設問ごとの正答率

イ 生徒アンケート調査及び中学校アンケート調査の結果について、教育委員会は、X 市全体における次の事項を分析し、公表する。

(ア) 生徒アンケート調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係

(イ) 中学校アンケート調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との

相関関係

教科に関する調査結果等の提供

中学校に対しては、当該中学校全体の状況及び各生徒に関する調査結果並びに各生徒の個人票を提供し、中学校は、各生徒に対し、個人票を提供する。

生徒の個人票には、設問ごとの採点結果のほか、問題の区分ごと及び教科ごとの得点を記載し、問題の区分ごと及び教科ごとの全市における平均点を付記する。

調査結果の活用

教育委員会及び中学校においては、本調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努める。

ア 中学校においては、調査結果を踏まえ、各生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組む。

イ 教育委員会においては、調査結果を踏まえ、中学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、中学校教育及び教育施策の改善に向けた取組を進める。

調査結果の取扱いに関する配慮事項

教育委員会においては、個々の中学校名を明らかにした公表は行わない。中学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねる。

4 調査全般に関する留意事項

中学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備する。また、本調査の実施に当たって、本調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等の関係者に周知する。

中学校において、本調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底する。

中学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずる。